

岐阜県公報

目 次

告 示

農業振興地域の指定に関する告示の一部改正 保安林に指定する予定である旨の通知	(農村振興課) 二二七 (森林保全課) 二二七
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 二二八
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正	(同) 二二八
大垣都市計画の変更	(都市政策課) 二二九
建築基準法に基づく数値等の変更	(建築指導課) 二二九
建築基準法による中間検査の実施についてに関する告示の一部改正	(同) 二二〇
選挙管理委員会告示	(選挙管理委員会) 二二〇
施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定	(同) 二二〇
施設の長が不在者投票管理者となる施設の所在地の変更	(同) 二二二
土地改良事業の工事の完了	(農地整備課) 二二〇
土地改良区役員の退任及び就任	(飛騨農林事務所) 二二二
土地改良区の定款の変更認可	(同) 二二三

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

告 示

岐阜県告示第二百四十八号

農業振興地域の指定に関する告示(昭和四十六年岐阜県告示第六百三三号)の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

五 垂井地域の部を次のように改める。

五 垂井地域

垂井町の区域のうち、別図の青線で囲まれた区域

(「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部長官振興課及び岐阜県西濃農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年五月二十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町八百津字論出七九七六の一九

二 指定の目的

令和七年五月二十日

第 五 百 九 十 一 号

令 和 七 年 五 月 二 十 日

(火曜日)

三 土砂の流出の防備
指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年五月二十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

白山2	
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すのとおりとする。） 揖斐郡揖斐川町長良	
字大洞 一六四番	一号
字村之内 一 九番	二号から四号まで
一 番	五号
八七番	六号及び七号
八四番一	八号
九 番一	九号
九七番一	十号
一 二番	十一号
一 八番	十二号

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成二年岐阜県告示第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

表長良竜東町の項を次のように改める。

長良竜東町	
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すのとおりとする。） 岐阜市長良竜東町五丁目三〇番一	
三三番	一号及び三号
二八番二	四号
二六番一	五号
二五番	六号
三七番	七号
三八番	八号及び九号
長良竜東町三丁目七番	十号
一番一	十一号
長良竜東町五丁目三六番	十二号
大字長良字洞 一四三五番二一	十三号
長良竜東町五丁目三二番一	十四号
三二番七	十五号
三二番三	十六号

岐阜県告示第二百五十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十三年岐阜県告示第九百十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十日

岐阜県知事 江崎 禎 英

表岩佐(1)の項を次のように改める。

岩佐(1)	次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示すとおりとする。)	七六六の六 七六六の一 七六四の一	一号 二号から四号まで 五号及び六号
-------	---	-------------------------	--------------------------

岐阜県告示第二百五十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和五十二年岐阜県告示第四百二十八号)の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十日

岐阜県知事 江崎 禎 英

表伊田洞東の項を次のように改める。

伊田洞東

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱九号から十四号までを順次結んだ線及び標柱九号と十四号を結んだ線に囲まれた区域

郡市町村	大字	字	地番	標柱番号
山県市	西深瀬	蔵前	一四一三	一号
			一四一三	二号
			一四一三	三号
			一四一三	四号
			一四一三	五号
			一四一三	六号
			一四一三	七号
			一四一三	八号
			一四一三	九号

狐	一	二	の	四	十
村前	一	五	三	の	三
	一	五	六		三
	一	六			三
	一	六			四
	一	六			四

岐阜県告示第二百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和七年五月二十日

岐阜県知事 江崎 禎 英

- 一 都市計画の種類及び名称
大垣都市計画区域区分
 - 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
 - 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課並びに大垣市都市計画課、垂井町都市計画課、神戸町建設課及び安八町まちづくり推進課
- 岐阜県告示第二百五十五号
- 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第八号及び第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二並びに別表第三五の項(の)欄の規定により数値等を次のとおり変更するので告示する。
- 令和七年五月二十日
- 岐阜県知事 江崎 禎 英
- 一 変更する区域

大垣都市計画区域のうち垂井町に係る用途地域の指定のない区域
 二 区域の区分及び制限の数値
 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課 岐阜県
 岐阜・西濃建築事務所及び垂井町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。
 三 適用年月日
 令和七年五月二十日

岐阜県告示第二百五十六号

建築基準法による中間検査の実施に関する告示（平成十九年岐阜県告示第四百八号）の一部を次のように改正し、令和七年六月二十日から適用する。

令和七年五月二十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

二中「令和七年六月十九日」を「令和十年六月十九日」に改める。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

令和七年五月二十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

指定する施設の名称等

名	称	所	在	地
社会福祉法人ともしぎ	特別養護老人ホームムケアコート	岐阜市	徹明通 6	14
医療法人社団ともしぎ	余 住宅型有料老人ホームムケアコート	岐阜市	都通 4	7

岐阜県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり所在地の変更の報告があったので、その旨告示する。

令和七年五月二十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

所在地の変更

名	称	変	更	後	変	更	前
社会福祉法人清洞会	特別養護老人ホームカース・レスパイト	各務原市	蘇原東栄町 1	50	各務原市	各務車洞 6803	1
社会福祉法人清洞会	ケアハウスレスパイト	各務原市	蘇原東栄町 1	50	各務原市	各務車洞 6803	1

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九

十五号) 第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和七年五月二十日

岐阜県知事 江崎 禎 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	東山大白地区	令和七・二・二八

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和七年五月二十日

岐阜県知事 江崎 禎 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
特定農業用管路等特別対策事業	木曾川右岸用水 美濃加茂地区	令和七・三・二一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年五月二十日

岐阜県知事 江崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居
所				

飛騨東部土地改良区 令和七・三・三

理事 中野 一光 高山市朝日町西洞 一八二番地

同 平野 善之 同 松之木町 二三一五番地

同 岩島 孫康 同 丹生川町山口 二八六番地

同 中島 久則 同 松本町 一三五六番地

同 垣内 久史 同 丹生川町桐山 七二三番地

同 中林 昌治 同 久々野町久々野二四五〇番地一

同 洞口 正秋 同 片野町五丁目二〇番地一一

同 坂口 光敏 同 上切町 五二二番地一

同 都竹 尚樹 同 上岡本町八丁目三九一番地一

同 日野 浩行 同 江名子町 三三一九番地

同 小林 紀博 同 江名子町 四三二一番地

同 脇坂 政幸 同 丹生川町町方 六六〇番地三

同 和田 明 同 滝町 一九七七番地

同 平岡 誠治 同 岩井町 二五三九番地

同 上森 由紀男 同 中切町 九六〇番地

同 橋場 陽治 同 丹生川町新張二九五二番地七九

同 水上 邦雄 同 瓜田 一六二番地一

同 田口 英生 同 久々野町大西 九八八番地

同 川上 和貴 同 江名子町 三八二番地

同 藍田 久長 同 朝日町西洞 八〇〇番地

同 西本 隆司 同 小瀬 五二二番地

同 氏名 住居

同 理事 平野 善之 高山市松之木町 二三一五番地

同 森田 高見 同 朝日町小瀬 一七番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居
所				

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年五月二十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

同	橋 場 陽 治	同	丹生川町新張二九五番地七九
監事	平 岡 誠 治	同	岩井町 二五三九番地
同	田 口 英 生	同	久々野町大西 九八八
同	竹 腰 晃 史	同	丹生川町瓜田 三四〇番地
同	洞 口 正 秋	同	片野町五丁目二〇番地一一
理事	丸 山 正 則	同	松本町 一七九六番地
同	日 野 貴 文	同	江名子町 三三一九番地
同	山 下 昭 平	同	江名子町 四三三七番地
同	間 達 也	同	江名子町 四三三四番地
同	中 屋 多 喜 男	同	滝町 一三五七番地
同	都 竹 一 秀	同	一七九七番地
同	野 内 文 雄	同	上切町 三七七番地一
同	上 森 由 紀 男	同	中切町 九六〇番地
同	平 崎 博 司	同	丹生川町桐山 一六〇番地
同	水 橋 浩 一	同	町方 二二八番地一
同	石 本 進 一 郎	同	漆垣内町 三八〇番地
同	長 瀬 銀 次 郎	同	朝日町甲 一七八番地
同	中 野 一 光	同	西洞 二二八二番地
同	藍 田 久 長	同	八〇〇番地
同	陣 出 通 子	同	滝町 二〇〇七番地二

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
飛 騨 東 部 土 地 改 良 区	令 和 七 ・ 五 ・ 七

令和七年五月二十日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社